２０２５年５月発行
やまもと事務所

職場における熱中症対策の強化について（2025.6.1 施行）

近年、猛暑の影響により、職場での熱中症による死傷者数が増加傾向にあります。
労働安全衛生規則の改正にともない、職場における熱中症の重篤化防止対策が強化され、
一定の条件下では具体的な措置を講じることが義務付けられることとなりました。

１．対策の対象者

熱中症対策の対象者は、「**作業に従事する人すべて**」であり、労働者に限定されません。
外注先作業員、一人親方や**兼務役員**なども対象者に含まれます。
作業者皆さんの安全を確保しましょう。

２．対象となる作業

次のいずれの条件も満たす作業が対象となります。

気温３１度以上
または
ＷＢＧＴ値（暑さ指数）２８度以上

の環境下で

連続１時間以上
または
１日合計４時間以上の
作業が見込まれる場合

３．現場における３つの重篤化防止措置が義務付けられます

①報告体制の整備

緊急時の連絡体制を明確にしておくことが重要です。
誰に、どのように連絡するかを事前に決めておくことで、対応の遅れを防ぎましょう。
(1)担当者（総務、安全衛生推進者、現場管理責任者など）を決定する。
(2)連絡先（電話番号・メールアドレスなど）を明示する。

②実施手順の作成

応急処置のフローをあらかじめ整備しましょう。
熱中症発生時の応急処置について、具体的な手順をフローチャートで整備し、誰でもすぐに判断・行動できるよう、現場の見やすい場所に掲示しましょう。
フローチャートの作成例については裏面をご覧ください。

③関係者への周知

①、②の内容を**「作業に従事する者全員」に周知**しましょう。
内容の正確な伝達のためには文書化された手段が望ましいです。
例えば、**文書での配布、メール等による送信、作業場・休憩所への掲示**
などの文書化された手段が有効です。

②実施手順の作成における
熱中症のおそれのある者に対する処置のフローチャート（例）
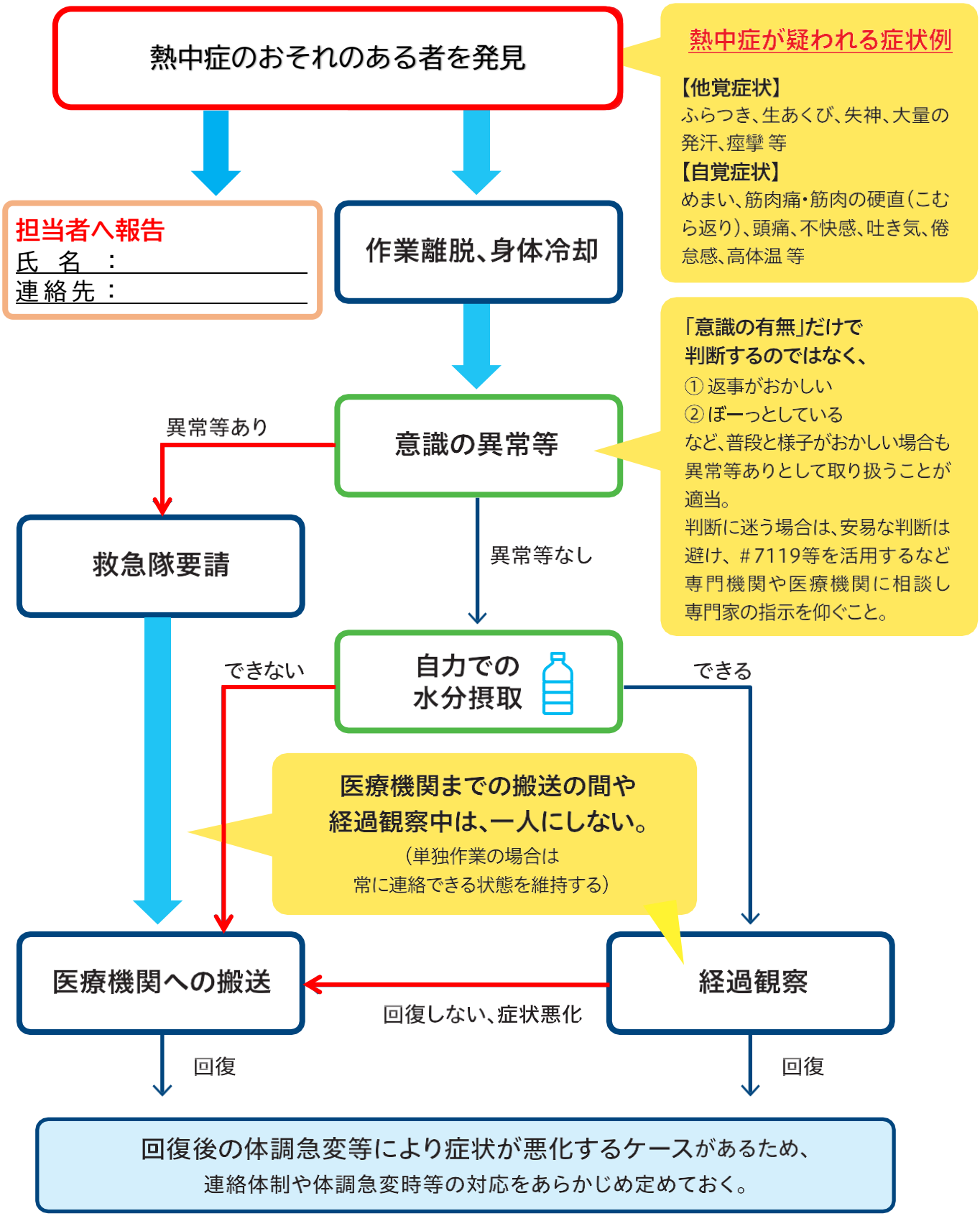
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。